

特集

強い人材を育てる「人材開発支援助成金」を活用しよう



「人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)」とは
人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)は、正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの有期契約労働者等の正社員転換または処遇改善を目的として、有期契約労働者に対して訓練(OFF-JT*)を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
※OFF-JT=Off-the-Job Training=座学研修
通常の生産活動と区別して業務外で行われる(事業内または事業外の)職業訓練

人材開発支援助成金

特別育成訓練コース

研修対象者

非正規社員

有期契約社員
パートタイマー
アルバイトなど



有期雇用労働者等に対して、正規雇用への転換または処遇を改善することをめざして実施

助成金の対象となる訓練

一般職業訓練
有期実習型訓練

事前に労働局に提出した計画届とともに実施する

①20時間以上
②1年内の実施期間
③事業内または事業外の訓練

①～③のすべてに該当するもの

賃金助成

1人1時間あたり **760円**

※外部講師以外に、実務経験が10年以上ある役員や社員が講師をした場合でも助成金の申請は可能。

※勤務時間中に実施することが条件となります。

※1人1訓練あたり最大1,200時間

※同一労働者に対しては原則年度1回のみ

研修1人1訓練20時間の場合

1時間あたり 760円 × **20時間** = **1人あたり 15,200円**

経費助成

1人あたり **70%**

※外部講師の謝金や外部で受講した研修について、研修費用の実費のうち70%までを支給。

※1人あたり最大15万円

外部の研修費用1人あたり20万円の場合

研修費用 20万円 × **70%** = **1人あたり 14万円**

2つのメリット

- キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給条件となる有期契約社員期間を**最短で2ヶ月に短縮**できる
- キャリアアップ助成金(正社員化コース)で57万円が支給される場合、**95,000円が加算**される



※くわしい内容が気になる方は、お問い合わせください。

有期雇用従業員の解雇はいつでもできる?よくあるトラブル!

能力不足の従業員の処遇に困っています…

2ヶ月の有期雇用契約で先月から採用したパート・アルバイトを、能力不足を理由にして解雇する場合、解雇予告をする必要があるのでしょうか?



はい。

「能力不足」という理由での契約終了なら、解雇予告が必要です。

2ヶ月という条件で有期雇用契約で採用したパート・アルバイトに対して、「期間満了」によって契約を更新しないのであれば、解雇予告をする必要はありません。

「有期雇用契約を3回以上更新した場合、または雇用した日から1年を超えて継続して勤務している従業員に限り」事前に予告が必要とされているからです。

しかし、2ヶ月の有期雇用契約をしているのに、「期間満了」ではなく「能力不足」という理由で契約期間を1ヶ月に短縮して契約を終了させるような場合は、解雇予告が必要になります。



事前予告が必要な場合

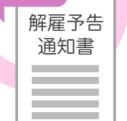
有期雇用契約を3回以上更新している

雇用した日から1年を超えて雇用が継続している

有期労働契約では、契約期間が過ぎれば原則として自動的に契約終了となるが、上記のいずれかを満たしていない次の契約を更新しない場合は、30日前までに予告が必要。



30日前



事前の契約内容と異なる解雇は原則として認められない

上記のいずれも満たしていない場合でも、「期間満了」以外の理由での解雇であれば、予告が必要です。

さらにこのような一方的な契約期間の短縮の場合は、原則として契約満了までの賃金を支払う必要がありますので、注意してください。

予告の日数が30日に満たない場合には、不足日数分の平均賃金を「解雇予告手当」として支払う必要があります。



ご相談ください

労使トラブル、助成金・補助金でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。